

政令第二百九十一号

関税割当制度に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）別表第一の規定に基づき、この政令を制定する。  
関税割当制度に関する政令（昭和三十六年政令第百五十三号）の一部を次のように改正する。

別表期間の欄中「平成一六年四月一日から同年九月三日まで」を「平成一六年一月一日から平成一七年三月三十一日まで」に改め、同表数量の欄中「五一、八 トン」を「六八、二 トン」に、「二、二四一、一 トン」を「二、一八、六 トン」に、「一四三、八 トン」を「一四九、七 トン」に、「二二、九 トン」を「二八、六 トン」に、「九六、六 トン」を「九四、七 トン」に、「三三四、一 トン」を「二五八、三 トン」に、「八九、二 トン」を「七九、二 トン」に改める。

附則

この政令は、平成十六年十月一日から施行する。